

のなりといへども、其名の體に物にあらはれたるは、人皇十二代景行天皇の十二年に、天皇豊後國速見邑の土蜘蛛を討たまひし時、此樹を採て椎に作らせ給ひしを始とす。日本書紀豊後本草綱目灌木部に山茶を載たり、我國のものもおほかたは灌木なれど、日向國諸縣郡野尻郷に生るものは皆喬木にして、その幹抱を合するもの多し、是はその地勢のまからしむるところ也。と國史考昆蟲みえたり、扱西土の人物の名を命するに、海字を冠するものは、その種必ず海外より傳ふるものをさしていへば、海石榴もそのもと、本邦或は朝鮮よりして彼土に傳へしものなるによりて、遂に海字を冠せし也。

按に、本草綱目海紅の釋名に、李德裕が花木記を引て、凡花木名海者、皆從海外來、如海棠之類是也、又李白詩注云、海紅乃花名、出新羅國甚多、則海棠之自海外有據矣、と見えたるにて、その義おのづから明かなり。

さて海石榴に椿字をあてしは、莊子に上古有大椿者、以八千歲爲秋といへる寓言あるによりて、此海石榴樹もその樹數百年を経るといへども、さらに枯凋の患なく、その壽の久延なる事頗る大椿のたぐひなるによりて、遂にその名を假借せし也、まかのみならず、此實の油は、西土にはゆる不老不死の藥、廿一種のうちの一類なれば、本草和名引崔禹錫食經光仁天皇の寶龜八年に、渤海使史都蒙の請へるによりて、海石榴油一缶ををくられしも、續日本紀故ある事なるべし、この油の不老不死の藥なるも、其もととは其樹のよはひ久延なるによりて、其説の起りし者なるべければ、歌に八千代の椿、或は八千年の椿、或は葉替ぬ、或は色變ぬなど讀るも、強に莊子の寓言にのみ絶りて、まかよみしにはあるべからず。

〔本草〕一家言三、山茶 和名津波幾、形色不一、品類至百餘種、其單瓣重瓣十瓣各色、名稱各有花鏡花史等書、分其名題疏、其色狀可併考、具列于左、一種茶梅花見于花史等書、和俗以之呼山茶者非也、倭